

指定通所介護事業所 笑和感

重要事項説明書

目的：通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なケア及び、機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行います。

方針：指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するようその目標を設定し計画的に行うものとし、通所介護計画に基づきながら、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 青空介護サービス
代表者名	代表取締役 田宮 尚道
所在地・連絡先	(住所) 〒999-3533 山形県西村山郡河北町西里字白山堂 737 番地の 1 (電話) 0237-72-6558 (FAX) 0237-84-1217

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	笑和感
所在地・連絡先	(住所) 〒990-0505 山形県寒河江市大字白岩 8 番地 1 (電話) 0237-85-0366 (FAX)0237-87-1661
管理者の氏名	鈴木 絵美
事業所番号	0671200475
事業所開始日	平成 24 年 1 月 5 日
利用定員	28 名

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (日曜、12月30日～1月3日は休みになります)
営業時間	午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分
サービス提供時間	午前 9 時～午後 4 時 5 分
延長サービスの提供時間	午前 8 時～午前 9 時、午後 4 時 5 分～午後 7 時 (通常のサービス時間を含めて 11 時間まで)

(3) 通常の事業の実施地域

寒河江市、河北町、西川町、大江町、朝日町

(4) 事業所の従業者体制

(令和6年4月現在)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する従業者を以下の人数で配置します。

職 種	人数	常勤	非常勤	備 考	職 務 内 容
管理者	1	1	0	生活相談員兼務1	通所介護計画の作成及び説明を行う他、従業者の管理、利用申し込みの調整、業務の実施状況の把握、その他の管理
生活相談員	3	3	0	管理者兼務1 介護職員兼務2	利用者や家族との相談、生活指導
介護職員	10	6	4	介護職員初任者研修 介護福祉士4 生活相談員兼務2 せせらぎ草兼務2	食事、入浴、排泄などの介護業務
看護職員	4	0	4	機能訓練指導員兼務4	利用者の体調管理や健康チェックなどの看護、主治医の指示に基づいた処置の実施
機能訓練指導員	5	0	5	作業療法士1 看護職員兼務4	機能減退防止の為の機能訓練指導の実施
調理員	5	1	4	調理師2・調理員3	利用者の体調や状況に合わせた食事の提供
送迎員	1	0	1		ご自宅から施設までの送迎の実施

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

・サービス内容

種 類	内 容
食 事 口 腔 ケ ア	栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。口腔ケアに取り組み、口腔内を清潔にし、おいしく食事がとれるよう口腔内のケアと指導を行います。
入 浴	入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、職員による介助においての入浴も可能です。入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した個別の機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。また、各種レクリエーションを実施します。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	送迎を必要とする場合に、ご自宅から事業所までの送迎を行います。

・費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金については、介護保険負担割合証の負担割合により自己負担が決定します。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることがで

きます。自己負担額は下記に示す料金表に沿ったものとなります。

【基本料金表】

(7H～8H 利用時)

介護度	利用料金 7H～8H サービス利用時	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 1割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 2割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 3割
要介護 1	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護 2	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 3	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護 4	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護 5	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

(8H～9H 利用時)

介護度	利用料金 8H～9H サービス利用時	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 1割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 2割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 3割
要介護 1	6,690 円	669 円	1,338 円	2,007 円
要介護 2	7,910 円	791 円	1,582 円	2,373 円
要介護 3	9,150 円	915 円	1,830 円	2,745 円
要介護 4	10,410 円	1,041 円	2,082 円	3,123 円
要介護 5	11,680 円	1,168 円	2,336 円	3,504 円

通所介護利用料 上記表参照

(注 1) 2 時間以上 3 時間未満は、心身の状況その他利用者のやむをえない事情により、長時間のサービスが困難な方が利用できます。

(注 2) 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

【加算別料金表】

加算名称	利用料金	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 1割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 2割	介護保険適用時 自己負担額 利用者負担割合 3割
入浴介助加算 (I)	400 円	40 円	80 円	120 円
個別機能訓練加算 (I) ロ (I) イとの併算定不可	760 円	76 円	152 円	228 円
個別機能訓練加算 (II)	200 円	20 円	40 円	60 円
口腔機能向上加算 (II) (月 2 回限度)	1600 円	160 円	320 円	480 円
送迎減算	-470 円	-47 円	-94 円	-141 円
サービス提供体制加算 I	220 円	22 円	44 円	66 円
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円
延長サービス加算 (9～10H)	500 円	50 円	100 円	150 円
延長サービス加算 (10～11H)	1,000 円	100 円	200 円	300 円
延長サービス加算 (11～12H)	1,500 円	150 円	300 円	450 円

- ① 入浴介助加算（Ⅰ）：研修を受けた職員の介助を受け入浴を行った際に得られる加算です。
- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ：個別機能訓練を、計画に基づき、個別機能訓練指導員により実施した際に得られる加算です。
- ③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ：上記の条件に加え、専従とする機能訓練指導員が事業所内に配置されていることが条件で得られる加算です。上記（Ⅰ）イとは併算定は不可。
- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）：上記の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロの、いずれかを算定した上で、L I F Eを用いて情報提出を行っている際に得られる加算です。
- ⑤ 口腔機能向上加算（Ⅱ）：口腔機能低下、または低下する恐れが認められた場合に、計画に基づき、看護職員が個別で指導を実施した上で、L I F Eを用いて情報提出を行っている際に得られる加算です。
- ⑥ 送迎減算：自宅から施設（またはその逆）へ送迎を行う際に、施設職員以外の者が送迎を行った場合は、利用料金から減額となる加算です。
- ⑦ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 事業所内の職員体制が、介護福祉士が70%以上の配置、または勤続年数が10年以上の介護福祉士が25%以上の配置されていることが条件で得られる加算です。
- ⑧ 科学的介護推進体制加算：L I F Eへのデータ提出とフィードバックの活用により、P D C Aサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みが実施されている場合に得られる加算です。
- ⑨ 延長サービス加算：9時間以上のサービス提供を行った場合に、付加される加算です。（上記加算別料金表参照）
- ⑩ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：厚生労働省より、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるために、経験、技能のある職員に重点を図りながら介護職員の更なる処遇を改善するために一日当たりの利用料と加算減算を含めた合計単位数に9.2%を乗じた単位数が加算されます。
- ⑪ 感染症または災害発生を理由とする利用者減少が一定以上生じている場合の加算：前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に、一日当たりの利用料と加算を含めた合計金額に3%を乗じた金額が加算されます。

（2）介護保険給付対象外サービス

① 昼食代 650円/食（おやつ代を含む）

② オムツ代 紙おむつ：70円/枚、尿とりパッド：20円/枚

③ レクリエーション等に係る費用

本人の希望によるレクリエーション等で使用する材料代の実費は、利用者のご負担となる場合があります。

④ 野外活動等に係る費用

野外活動等にかかわる交通費（ガソリン代）は、寒河江市内・河北町に限り無料ですが、それ以外に外出した場合は、別途交通費の実費を請求する場合があります。また、外出した際に利用者の意思で支払われた費用等は、利用者の負担となります。

⑤ その他

前各号に掲げるものの他、指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費をご負担いただきます。

(3) キャンセル

利用者の都合により、当日のサービスを中止する場合は、キャンセル料として昼食費相当額（650円）を徴収します。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、または当日の8時15分までにキャンセル申し出の場合は不要とします。また、8時15分以降であっても、利用者の病状の急変や、緊急でやむを得ない事情があると判断された場合、また症状等があり感染のリスクがあり施設側より受入れが困難だと判断された場合も不要とします。サービスを中止した場合、同月内であれば、御希望の日に振り返ることができます。ただし、定員分の予約が入っている日には振り替えできませんので御了承ください。

(4) 利用料等のお支払方法

翌月半ばまでに前月分の請求をいたしますので、当月中までにお支払いください。

支払い方法は銀行振り込み、口座振替、現金集金のいずれかからお選びできます

・山形銀行谷地支店 普通預金口座（口座番号 666823）

口座名義： 有限会社 青空介護サービス 代表取締役 田宮尚道

※入金確認後、領収証を発行します。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 苦情等 相談窓口	窓口責任者	生活相談員 鈴木 絵美
	ご利用時間	月曜～土曜日 午前8:15～午後5:15 (日曜日、12月30日～1月3日を除く)
	ご利用方法	電話：0237-85-0366 面接：当事業所相談室

また、下記に示す苦情相談窓口一覧表においても苦情相談窓口を設置しております。

【苦情相談窓口一覧表】

名称	ご利用時間	連絡先
山形県国民健康保険国保連合会 介護保険課	月曜～金曜日 8:30～17:30	0237-87-8006
寒河江市高齢者支援課	月曜～金曜日 8:30～17:15	0237-85-0777
河北町健康福祉課	月曜～金曜日 8:30～17:15	0237-73-2111
西川町健康福祉課	月曜～金曜日 8:30～17:15	0237-74-4405
大江町健康福祉課	月曜～金曜日 8:30～17:15	0237-62-2114
朝日町健康福祉課	月曜～金曜日 8:30～17:15	0237-67-2156

5 健康上の理由によるサービスの中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、必要に応じて御家族に連絡の上、適切に対応します。

- ③ 御利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、速やかに主治の医師又は歯科医師、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に連絡を行い、消防署に救急出動連絡をとるなどの措置を講じます。

6 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応します。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	非常口	5箇所	消火器	2箇所
	自動火災報知機	20箇所	スプリンクラー	2箇所
	誘導灯	5箇所	非常灯	4箇所
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。			
寒河江消防署への届出日：平成23年12月22日 防火管理責任者：岡田 直樹				
消防計画など	6か月ごとに避難訓練練習を実施計画			

7 事故発生時の対応方法

- ① サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて家族や緊急連絡先の主治医、利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、救急車の要請、病院への搬送を行い、県・市町村に連絡するなどの措置を講じます。
- ② 事故の状況、事故の際に係わった処置について記録します。
- ③ 賠償すべき事故である場合は損害賠償を速やかに行うとともに再発防止策を講じます。

8 秘密保持

事業者及び従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密や情報を、正常な理由なく第三者に漏らしません。

9 虐待・身体拘束適正化のための取組に関する方針

事業所及び従業者は、ご利用者等の人権の擁護、虐待や身体拘束防止のために、責任者を選定し、研修の実施や委員会の定期的な開催や必要な措置を行います。また、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってならないこととし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 業務継続計画に関する方針

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、当該業務継続計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1.1 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出て下さい。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従って下さい。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用して下さい。
- (4) 利用者は、事業所の設備、備品等の使用にあたり本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償することとします。
- (5) 管理者及び従業者が必要と認めた常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等は、持参するようにして下さい。
- (6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出て下さい。
- (7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行って下さい。
- (8) 天災その他の災害が発生した場合、又は非常災害に備えた訓練を行う場合は、利用者は可能な限り協力してください。また防火対策上決められた場所以外での喫煙は行わないで下さい。
- (9) 貴重品、金銭類などは、トラブルの原因になりやすい為なるべく持参を控え、やむを得ない状況においては、個人の責任において管理して下さい。
- (10) 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利、機会等を侵害してはいけません。
- (11) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動を行わないで下さい。

上記の重要事項説明を証するため、本書2通を作成し、利用者、説明者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

説明者 : 生活相談員 印

ご利用者	私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス利用に当たり重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。	
	住所	〒 -
	氏名	印
	電話番号	

ご家族・代理人	私は、本人に代わり、署名を行いました。	
	住所	〒 -
	氏名	印
	本人との関係	
	電話番号	

事業者	当事業者は、通所介護のサービス提供に当たり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。	
	所在地	〒999-3533 山形県西村山郡河北町西里字白山堂737番地の1
	名称	有限会社 青空介護サービス
	代表者	代表取締役 田宮 尚道
事業所	所在地	〒990-0505 山形県寒河江市大字白岩8番地1
	名称	指定通所介護事業所 笑和感 指定番号 0671200475
	電話番号	0237-85-0366
	FAX番号	0237-87-1661